

## 令和6年度からの業務内容説明会における質問について

### 【質問】

①Q：開示請求の仕方について教えてください。

A：次第5で説明させていただきましたが、検討した結果次の内容に改めさせていただきます。

地域包括支援センターから委託を受けている場合

地域包括支援センターが居宅の届出を市へ提出していることを事前に提出していることを前提に、地域包括支援センターが交付する書類「要支援認定関係資料開示請求書」と「ケアマネ資格証」を持参のうえ、市・長寿介護課へ開示請求していただいた場合は、即日発行いたします。

指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合

ケアマネ資格証を持参のうえ、市・長寿介護課へ開示請求していただいた場合は、即日発行いたします。

②Q：現在、社会福祉協議会「南エリア」が契約している利用者について、もう一度契約しないといけないのか、そのままうねび会「北エリア」に移るのか、3月、4月に跨ぐ方の説明をお願いします。

A：3月、4月に跨ぐ方につきましては、南エリアの方は社会福祉協議会がそのまま担当しますので、3月に契約していただければ継続される形になりますが、北エリアにつきましては、4月1日付の指定になりますので3月中は当然北エリアの「うねび会」は存在しません。4月からの分につきましては、改めて「うねび会」と契約していただく形になります。

③Q：私たちが社会福祉協議会に提出したA3の書類は、そのまま現物として情報も含めて「うねび会」にいくと聞いていますが、その認識で大丈夫ですか。

A：その通りです。檀原市が南北を地域包括支援センターに委託していますので、現在社会福祉協議会が持っている北エリアの方の情報につきましては、引継ぎの中で北エリアに引き継いでいただくこととなります。

④Q：介護報酬の単位が上がりますが、委託料は4,200円のままですか。

A：今回は据え置きでお願いします。

⑤Q：単位が上がっても据え置きということですか。

A：その通りです。

⑥Q：社会福祉協議会「南エリア」から、うねび会「北エリア」に変わるケースの場合  
は、本人に対するケアプランの評価表も、6ヶ月に1回ごとの書類の提出も1ヶ月  
は社会福祉協議会「南エリア」、その後は、うねび会「北エリア」に提出するとい  
う認識で良かったですか。

A：評価表は6ヶ月に1回の認識で良いのかということですね。プランに関しては6ヶ  
月で評価していただきますので、6ヶ月後が北エリアであれば、北エリアに提出し  
ていただいて結構です。

⑦Q：以前の地域包括支援センター「南エリア」であれば日程調整させていただき、会議  
に同席し、人によれば記載いただき、本人に印鑑をもらってという1回で済む流れ  
がありましたが、今はサービスも決まっていないのに、先に社会福祉協議会「南エ  
リア」に契約に行かれ、人によればサービスを使わない方もおられるのに契約だけ  
先行することもあるので、今までの無駄な動きをカットできる方法があるのではな  
いかと思います。ケアマネジメント業務について簡素化できる方法があればご提案  
いただけますか。

A：契約時にCMにも同席いただき、サービス調整を行う等の対応は、その必要性や状  
況に応じてになるので、ご相談の中で、包括担当者と委託先担当CMでの調整を行  
っているかと思います。担当者会議（特に初回）は参加することを前提に考えてい  
ますが、緊急対応等で日程調整が取れない場合もあります。参加出来ない場合であ  
っても、契約時には、本人等に面会をしていること、事前に計画書の確認、コメン  
ト作成も行っていることから、一定の状況の把握をしているものとしています。ケ  
ース共有は、継続して必要になりますので、相談や情報共有は、引き続きよろしく  
お願いいたします。

⑧Q：北エリアと南エリアの両方に利用者さまがいる場合、実績を5日までに地域包括支  
援センターに提出していましたが、令和6年4月からは北エリアと南エリア両方に  
持って行くことになりますか。

A：令和6年4月からは、地域包括支援センターが南北に分かれますので、その時点で  
北の方の4月の実績は「地域包括支援センター北エリア（うねび会）」へ、南の方  
の4月の実績は「地域包括支援センター南エリア（社会福祉協議会）」へ持参いた  
だくこととなります。

⑨Q：請求に関してはいつからですか。

A：請求に関して再委託の場合は、5月の締め日の分よりそれぞれ北と南に分けて提出  
していただくこととなります。ただし、3月実績までは、「地域包括支援センター  
南エリア（社会福祉協議会）」へ請求してください。

⑩Q：要支援であっても、直接契約していれば長寿介護課に行って即時発行が可能ということですか。

A：介護予防支援事業所として指定を受けていただければ、要介護の方と同じように市の窓口に来ていただければ可能です。

⑪Q：契約書について、市からの指定を受けていれば地域包括支援センターを介さずに利用者と契約ができますか。

A：指定を受けられるということはそういうことです。ただし、総合事業のみの指定は受けることができませんのでご注意ください。

⑫Q：地域包括支援センターは今後24時間365日対応されますか。

A：地域包括支援センターの開庁窓口は、平日8時30分から17時15分までです。24時間365日の対応は、電話相談になります。

⑬Q：今まで通り、土・日・祝は休みということですか。

A：窓口は、土・日・祝・年末年始は休みになります。

⑭Q：開庁時間以外は、電話相談だけ受けるという形ですか。

A：そのとおりです。

⑮Q：電話対応というのは、地域包括支援センターと利用者のみですか。

A：あくまで総合相談の部分ですので、基本的には市民の方を想定しています。